

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1492号)

平成30年1月19日

横情審答申第1492号

平成30年1月19日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年10月7日建建安第709号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「①平成4年に元特定課長A殿が建築課係長時の失態を、後任係長（現特定部長）B殿の謝罪文書（名不詳）写しの交付」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「①平成4年に元特定課長A殿が建築課係長時の失態を、後任係長（現特定部長）B殿の謝罪文書（名不詳）写しの交付」の行政文書を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①平成4年に元特定課長A殿が建築課係長時の失態を、後任係長（現特定部長）B殿の謝罪文書（名不詳）写しの交付」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年6月7日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求時点において、平成4年に特定区区政部建築課係長であったBに、対象とされた行政文書を作成したかどうか確認したが、作成していないとの回答があった。

また、執務室、書庫及びマイクロ保管庫の保存文書を探したが、対象とされた行政文書の存在は確認できなかった。

- (2) 本件審査請求を受けて、対象とされた行政文書を平成4年に作成したかどうかBに再度確認したが、作成していないとの回答があった。

よって、審査請求人の求めるような文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づき、非開示決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書について、実施機関は平成4年に事象をねつ造し文書を偽造している。

- (2) 本件審査請求文書は、特定部長B殿に人的証明をお願いする際に証拠書として必要不可欠な文書である。請求者に対し非開示とし保身の思いがあると思われるが、条例の適用どおり、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当であると考ええる。
- (3) 本件処分を取り消し、対象文書を作成した特定部長B殿に聴取し、所在を確認するなど開示に努める努力を願い、全部を開示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 建築確認等に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき建築主事を置き、建築主から建築物の計画について申請がされた場合に、申請された図面等が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、確認する事務を行っている。本件に係る建築物に関しては、平成4年に確認の申請書が提出されており、建築基準関係規定に適合していることを確認している。

なお、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、確認する事務は、建築局建築指導部建築指導課（平成4年度は区役所区政部建築課。平成22年度から平成28年度までは建築局建築指導部建築安全課。平成29年度以降は建築局建築指導部建築指導課。これらを総称して、以下「建築指導課」という。）が所管している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成4年に、特定区区政部建築課係長であったBが謝罪したとされる文書である。

実施機関は、本件審査請求文書について、作成し、又は取得したか不明であり、保有していないとして非開示とした。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件処分に係る状況について、平成29年11月7日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 審査請求人は、特定の職員を指名し、謝罪したとされる文書を開示請求している。
- (イ) 本件開示請求及び審査請求の両時点で実施機関の書庫等の調査に加えて、対象とされた職員Bに謝罪文書の作成について確認したが、謝罪しておらず、謝罪した文書は作成していないとの回答があった。

(ウ) 仮に審査請求人が記載する謝罪文書が存在していたとしても、現在の横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）における行政文書分類表上の分類から考えると、平成4年度当時の横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日に限り廃止。）に基づく文書分類表において永年保存文書として分類しているとは考えられず、廃棄済みと考えられる。

念のため、平成4年度に対応した横浜市公文書目録第1種を確認したが、当該目録の永年保存文書にも謝罪した文書は含まれておらず、永年に次ぐ保存期間は第2種10年であることから、廃棄済みと考えられる。

イ 以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

実施機関は、文書について探索を行うとともに2回にわたり当該職員Bに事情を確認するなど審査請求人が求める「開示に努める努力」を行った上で、謝罪した文書は保有していないと説明している。

当審査会においても当該年度の横浜市公文書目録を調査したが、当該年度の永年保存文書には含まれておらず、永年に次ぐ第2種文書の保存期間は10年であることから、仮に存在していたとしても廃棄済みと考えられる。よって、実施機関の説明は不自然とはいえない。

また、この他に審査請求人の求める謝罪した文書が存在することを推認させる特段の事情も認められなかった。

したがって、実施機関の説明は、不自然ではなく、是認できる。

(4) その他

審査請求人は「情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当」と主張する。審査請求人は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づいて全部開示すべき。」と主張していると考えられるが、同法第2条に規定される行政機関は内閣府等の国の機関であって、横浜市は情報公開法に規定される行政機関には含まれない。

審査請求人は、この点について留意されたい。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年10月7日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年10月20日 (第202回第三部会) 平成28年10月25日 (第296回第一部会) 平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・諮問の報告
平成28年11月7日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年10月27日 (第324回第二部会)	・審議
平成29年11月7日 (第325回第二部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成29年11月24日 (第326回第二部会)	・審議
平成29年12月8日 (第327回第二部会)	・審議